川口市監査告示第１１号

地方自治法第２４２条第５項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和６年３月１日

川口市監査委員	澤野　高雄
同	金井　　洋
同	奥富　精一
同	福田　洋子

住民監査請求監査結果

第１　請求の受付

１　請求人

川口市[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

代理人弁護士 [redacted]

２　請求書の提出日

令和５年１２月２０日

３　請求の要旨

請求人が提出した住民監査請求書（別添１）及び証拠等に基づき、本件請求の要旨を次のとおりと解した。

（１）市内中学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続の違法性

川口市立Ａ中学校（以下「本件学校」という。）の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続に関して、施設を使用させるに当たり地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項の行政財産使用許可の手続によることが必要であり、目的外使用許可を行う権限は教育長のみが有するにも関わらず、法定の手続によらず、権限のある教育長の判断もなく使用させ、また、川口市教育委員会ないし教育長は、使用料の減免事由の存否審査を経ずに「施設開放」という名目で一律に無償使用させている。

以上のことから、川口市教育委員会及び教育長に対して、その是正を求めるとともに、使用料の減免事由の存否の審査をするという過程も経ずに無償としたことで川口市が被った損害がある場合には、川口市教育委員会及び教育長並びに川口市長に対して、その補填をするために必要な措置を講ずることを求める。

（２）本件学校施設の時間外使用に関する管理を怠る事実

本件学校の（１）により使用許可された外部の使用許可団体等による利用許可時間を超過した利用に関し川口市教育委員会へ通報するも、適切な対応がなかった。川口市教育委員会の当該対応は、行政財産である本件学校の「管理を怠る事実（法第２４２条第１項)」に当たる。

このことから、川口市教育委員会及び教育長に対して、「怠る事実」を改めるとともに、川口市教育委員会及び教育長並びに川口市長に対して、「怠る事実」により川口市が被った損害（使用料相当額ないし賃料相当額の損害）がある場合には、その補填をするために必要な措置を講ずることを求める。

（３）本件学校施設の時間外使用許可団体等以外の団体等による使用

特定の使用許可団体（以下「特定団体」という。）が、使用許可を受けている日時以外に使用し、また、特定団体が教育委員会ないし本件学校の学校長の了解を得ずに、他の団体等に使用許可を受けた時間帯に施設を使用させていたと認められる。これらのことを川口市教育委員会へ通報するも、十分な調査を行わず、部活動地域移行のために継続して活動させることを優先し、この状況を放置した。川口市教育委員会の当該対応は、行政財産である本件学校の「管理を怠る事実（法第２４２条第１項)」に当たる。

このことから、川口市教育委員会及び教育長に対して、「怠る事実」を改めるとともに、川口市教育委員会及び教育長並びに川口市長に対して、「怠る事実」により川口市が被った損害がある場合には、その補填をするために必要な措置を講ずることを求める。

（４）監査請求期間が徒過していないこと

（１）に掲げる違法な財産管理は、監査請求期間である１年を過ぎているものも一部あるかもしれないが、本件学校の施設の時間外使用手続について、相当の注意力をもってしても当該手続が法令に沿ったものでないことに気が付くことは極めて困難であり、本件請求は、当該時間外使用の状況について公文書開示請求による開示を受けた日から２週間程度で行っている。以上のことから法第２４２条第２項「正当な理由」があり、本件請求において、監査請求期間が徒過している部分はない。

4　監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第１９９条の２の規定による除斥の対象とならない。

5　請求の要件審査

本件請求について、法第２４２条第１項及び第２項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、請求書に請求の対象となる職員等が記載されていないことから補正を求め、請求人及び代理人弁護士から令和６年１月５日付け「住民監査請求書（補正）」（別添２）が同月９日に提出されたため、同月１１日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

第２　監査の実施

1　監査対象事項

監査対象事項を、本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用許可手続などを含む行政財産の管理に関する事項とした。

2　監査対象部局

監査対象部局を川口市教育委員会事務局（以下「教育局」という。）教育総務部及び学校教育部とした。

3　監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取する等慎重に監査を行った。

4　請求人の証拠の提出及び陳述

法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和６年１月２４日に新たな証拠を提出するとともに、陳述を行った。

なお、陳述の要旨は、住民監査請求書の補足として、施設の使用許可が不適正であること、施設の使用に当たって学校及び利用者は施設の管理義務を怠っ

ていること、利用団体の資格がないことなどを主張し、適正な使用許可、川口市教育委員会及び学校の真摯な対応を求めた。

5　関係職員からの陳述聴取等

関係職員である教育局学校教育部職員に対し、令和６年２月１日に事実関係の確認のための陳述聴取を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

（１）学校施設開放について

学校施設を地域住民が社会教育活動を行うために開放していくことは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）、スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）などの各種法令においても、努力義務とされているほか、文部科学省からも、学校施設開放事業の推進として要請されており、このような点を踏まえ川口市においても、これまで長年、学校施設を開放している。

（２）学校開放の手続きについて

各学校が地域の特性やその他の事情に即した学校施設の開放に妥当性があると考えられる申請については開放する必要があり、その具体的な手続きや判断は学校長に委ねることが相当と考えている。

（３）施設開放の使用料について

学校施設開放は、要綱等はないものの、川口市教育委員会の実施する事業としての位置付けもあり、無償で行うことが、その趣旨、目的にかなうものと認識していることから使用料を徴収していない。

（４）利用団体の資格について

当該利用団体の代表者から、入会金や会費の充当先、指導者に報酬が支払われていないことなどの説明を学校長が受け、営利を目的として活動している団体とは認識していない。

（５）今後の施設開放について

学校運営とは地域住民の方々の理解、協力なしに行うことができないものであり、請求人に対しても川口市教育委員会の職員と学校職員が何度も訪問や電話等を繰り返し行い、丁寧な説明を心がけ、可能な限りの配慮を行ってきた。川口市教育委員会としては、今後も引き続き、学校と連携して善処するとともに、各学校の施設開放についても、適切に対応していき

たい。

6　監査の期間

令和５年１２月２０日から令和６年３月１日まで

第３　監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

１　事実関係の確認

関係職員である教育総務部職員及び学校教育部職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

（１）使用許可手続きの違法性について

ア　行政財産について

行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、中学校校庭等は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「地教行法」という。）第２１条第２号に規定された「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産」（以下「教育財産」という。）であり、普通地方公共団体の財産のうち行政財産に含まれる。

イ　行政財産の使用許可について

行政財産の使用許可については、法第２３８条の４第７項において、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定されている。

また、川口市財産規則（昭和３９年規則第９号。以下「財産規則」という。）第１５条において、法第２３８条の４第７項に基づき、川口市長が行政財産の使用を許可できる場合について規定しており、財産規則第１６条においては、課所長は申請書及び許可書案等を添付した伺書で市長の決裁を受けなければならないと規定されている。

なお、本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続きに関して、行政財産の目的外使用として法第２３８条の４第７項の行政財産の使用許可の手続きに当たり、教育財産である学校は、地教行法第２１条第２号及び第２８条に基づき教育委員会が管理することとなっているの

で、使用の許可については教育委員会の権限で行うことができるとしている。

また、財産規則第２２条の２においては、教育委員会が地教行法第２１条第２号の規定により行政財産を管理するに当たっての教育財産管理の特例が規定され、財産規則第１４条から第１５条中「市長」を「教育長」に、「課所長」を「教育委員会事務局の分課の長」に読み替えるものとされ、教育長に使用許可の権限があることとしている。

本件の場合、教育財産の管理に関して権限を学校長に委ねているが、その根拠は川口市立小・中学校管理規則（昭和３２年教育委員会規則第２号）第３０条第１項による。

ウ　利用申請に当たっての利用許可について

本件学校において、学校開放として施設を利用するためには、毎年度、それぞれ利用を希望する団体は申請をしなければならない。学校開放の対象となるのは、川口市教育委員会の学校施設の管理のガイドラインに則り、原則学区内の市民団体等となっており、次の資格条件のいずれかに該当する団体を学校長の判断により利用許可することになっている。

【資格条件】

①実際に活動のメンバーの多くが学区に在住している団体

②学区内の団体であることが明確である団体

③事務局が本校学区に存在（代表者が本校学区に居住）し、活動実態が本校学区にある団体

④本校学区、または本校にかかわりが深く、校長が特に認める団体

なお、上記に合致する団体でも次のような団体には認めないとしている。

●活動で営利を営む団体

●代表者が川口市在住または在勤ではない団体

●利用規約に違反する団体

●活動が定期にもかかわらず不定期な団体

また、利用申請に当たって、（１）利用申請書及び利用許可証、（２）本件学校施設利用団体名簿、（３）資格条件①～③に該当しない場合は、本校学区、本校にかかわりのある事由を記した申請書（書式任意）、（４）

会則を提出することとされている。

エ　学校施設の使用料の免除手続について

公の施設の使用料の徴収については、法第２２５条において、「普通地方公共団体は、法第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」と規定されており、更に、法第２２８条において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」と規定されている。

また、行政財産の使用料の額については、川口市行政財産の使用料に関する条例（昭和３９年条例第４８号。以下「条例」という。）第３条から第６条に土地及び建物等の使用料の額が規定され、第７条に使用料の額の特例として、「使用の態様、立地条件、類似のものの使用料その他の事情を考慮した場合において、第３条から第５条までの規定により使用料を徴収することが適当でないと市長が認めるときは、その使用に係る使用料の額は、これらの事情を勘案してその都度市長が定める」と規定されている。

使用料の減免については、条例第９条第１号に、国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、行政財産を使用するとき、第２号に、その他特別の理由があると認められるときとし、使用料を減額し、又は免除することができると規定されている。

川口市教育委員会は、本件に係る行政財産の目的外使用についての使用料において、学校教育施設を社会教育活動の場として、スポーツのために開放していくことは、学校施設の確保に関する政令（昭和２４年政令第３４号）、学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法などの各種法令においても努力義務とされていること、また、文部科学省からも「学校体育施設開放事業の推進について」（昭和５１年６月２６日付け文体体第１４６号文部事務次官通知。以下「文部事務次官通知」という。）により、学校体育施設開放事業の推進として要請されていることから、「川口市教育委員会の実施する事業」として位置付けし、無償で行うことがその趣旨、目的にかなうものと認識し、使用料の徴収はしていない。

なお、学校施設を夜間地域住民の利用に供し、広く市民の健康増進と体力づくりの推進を図るため、「川口市立学校施設夜間校庭開放事業実施要綱（昭和６３年１０月１日）」（以下「要綱」という。）も制定されており、この要綱には、校庭開放に係る利用団体からの使用料は徴収せず、夜間照明のある一部の学校において電気料等の実費相当分を徴収することが定められている。

（２）本件学校施設の時間外使用に関する管理について

請求人は、使用許可団体が本件学校の校庭、武道場、体育館の利用許可時間を超過している旨を主張する（甲第４号証）が、各使用許可団体には、利用終了時に利用時間の活動報告書を学校に提出させており、その実際利用の記録として利用時間や人数などを記載させているが、これによれば、令和５年度について、利用時間はすべて利用許可時間内となっていた。

また、教育局職員が、夜間利用に際し本件学校を訪問し、グラウンドの半面縮小利用、大声での指導の禁止、午後７時からの照明の点灯、午後８時４５分頃からのグラウンド整備、午後９時の消灯等を確認している実績もあった。

（３）利用許可を受けていない団体の利用について

請求人が主張する利用許可を受けていない団体の利用については、川口市教育委員会は本件学校の学校長に対し、活動実態について確認するよう指示し、学校長は令和４年１０月に本件学校の４団体の代表者を学校に集め、各団体としての活動実態があるか、申請されている名簿をもとに不正の事実がないか確認をした。その結果、本件学校の学校長は、本件学校の校庭を同一の団体が毎日利用しているという事実がないこと及び名義貸しの事実がないことを確認の上、不正利用の事実は認められなかったことから、これまでどおりの貸出しを認めていく旨を川口市教育委員会に報告している。

また、本件学校の利用団体が営利を営む団体ではないかとの請求人から川口市教育委員会への訴えについては、訴えのあった翌日の令和４年９月２７日に、川口市教育委員会は本件学校の学校長に対し、事実確認を行うよう指示し、本件学校の学校長は、当該利用団体の代表者から口頭にて入会金、月額会費の使途及び指導者への報酬は支払われていないことなどに

ついて説明を受け、営利を営む団体ではないと判断し、その旨を川口市教育委員会に報告している。

2　判断

（1）執行された財務会計上の行為（財産管理を怠る事実）

ア　財務会計上の行為（又は怠る事実）に当たるかの判断

（ア）使用承認（財務会計上の行為としての財産管理行為か否か）

法第２４２条の２第１項に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、法第２４２条第１項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるものであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、普通地方公共団体の委員会の公有財産に係る所為が法第２４２条の２第１項の「違法な行為又は怠る事実」に当たるとして提起された同項各号の請求に係る訴えが適法であるといえるためには、当該委員会の所為が当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為又はその怠る事実に当たるものでなければならないと解され（最高裁平成２年４月１２日第一小法廷判決）、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的として提起される法第２４２条第１項に定める住民監査請求についても、同様であると解される。

教育委員会による学校施設の目的外使用の許否の処分は、教育財産である学校施設の使用につき、教育上及び公共上の政策的な見地から、学校施設の管理に係る教育行政上の処理を直接の目的として、その許否を決する処分であるというべきであって、学校施設の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないと解するのが相当である（東京地裁平成２２年３月３０日判決）。

そうすると、学校長が行った使用許可に、利用団体の資格審査の手続に瑕疵が認められるとしても、当該使用許可は財務会計上の行為と

しての財産管理行為とはいえないことから、本件学校の無償開放を直ちに違法・無効とまでいうことはできない。

仮に、権限を有しない学校長が使用許可を行ったとしても、教育上及び公共上の政策的な見地から、学校施設の管理に係る教育行政上の処理を直接の目的としてその許否を決すべき処分である学校施設の目的外使用の許可の性質が変わるものではないから、学校長が行った使用許可も、財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないというべきである。

（イ）使用料の免除等（一律無償使用）

普通地方公共団体は、法第２２５条の規定により行政財産の目的外使用許可を受けてする行政財産の使用について使用料を徴収することができるところ、川口市においては条例が制定され、その第２条により原則として使用料を徴収することとされていることから、使用許可により使用料の徴収義務が生じることとなる。この使用料は、行政財産の目的外使用に対しその反対給付として徴収される公法的性質を有する負担であると解され、そうすると、使用料の徴収は、学校施設の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為に該当し、使用料を免除する行為も、同様に財務会計上の行為としての財産管理行為に該当するものと解される。

一方で、法第２２５条が、普通地方公共団体は法第２３８条の４第７項の規定による目的外使用許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用に係る使用料を徴収することができる旨を定め、使用料を徴収するかどうか、その金額をどのように定めるか等について普通地方公共団体に一定の裁量を付与し、条例が法第２２５条及び第２２８条第１項の規定を受けて、使用料の徴収の要否、その金額、減額・免除の要件等を定めていることに照らすと、条例第９条第２号の「特別の理由があると認められるとき」の要件に該当するかどうかの判断については、普通地方公共団体による寄附又は補助に係る公益上の必要性（法第２３２条の２）に関する判断と同様に、様々な行政目的を考慮した政策的な観点からの裁量権が認められているものと解され、

条例第９条第２号の規定による使用料免除処分が違法又は不当とされるためには、その判断が重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くなど、付与された裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるといえる場合であることを要するものと解される。

本件学校の施設開放は有償の事業としておらず、一律無償使用させており、減免の基準もないことから、使用料を免除する手続きや使用料の請求も一切行われていない。

そして、このことが財務会計上の行為として、公金たる使用料の賦課・徴収を怠る事実に該当するか否かということになるが、川口市では、地域住民への学校体育施設の開放事業を推進する文部事務次官通知を受け、長年、慣習的に一律無償使用が行われている。

また、前述のとおり、使用料については、一部夜間照明が設置されている学校施設について無償開放とする「要綱」も制定されており、その事業目的などを斟酌・類推すれば、本件学校の無償開放についても、学校教育施設を社会教育活動の場としてスポーツのために開放することは高い公益性を有し、一律無償としたことは妥当性を欠くものではなく、裁量権の逸脱や濫用とまでは認められない。更に、学校施設の無償開放は、学校体育施設開放事業の推進に少なくない役割を果たしており、長年、「川口市教育委員会の実施する事業」と位置付け、無償で多くの貸出しが行われてきた中で、本件についてのみ、免除手続（処分）が行われていないことをもって、直ちに公金として使用料を賦課・徴収していないとして財産の管理に怠る事実があるとまでは認め難いものがあると判断する。

（２）まとめ

学校施設（教育財産）の目的外使用許可（処分）は、財務会計上の行為としての財産管理とは解されず、請求には理由がないものと認められる。

なお、川口市において、学校施設（教育財産）の目的外使用の許可（処分）権限は、学校長に委任されている。

また、使用料について川口市では、地域住民への学校体育施設の開放事業を推進する文部事務次官通知などを受け、長年、慣習的に学校施設の一

律無償使用を原則としており、減免の手続きは行っていない。更に、夜間照明が設置されている一部の学校には、使用料の無償開放を旨とする「要綱」が制定されていることからも、請求の対象となった本件学校についてのみ、直ちに、使用料の賦課徴収を怠る事実があるとするのは、運営全体の均衡を著しく欠くものと判断する。

（3）意見

財務会計上の行為としての財産管理については前述したとおりであるが、今回の監査請求を受けて、川口市の学校施設（教育財産）の管理の現状や本件請求におけるこれまでの経緯にも触れ、首肯を求める意見として述べる。

請求人の求める主張を確認するためには、本件請求に係る団体の利用手続等（利用団体の資格）について、申請書類の事実（実態）確認や団体の収支関係書類の追加提出などの協力を求め、その上で厳格な審査をしなければ、利用団体としての厳密な資格確認はできない面があると考えられる。

本件学校の請求に係る調査をした限りにおいては、同一団体による長期継続的な校庭使用が常態化し、学校及び団体の双方に、利用許可手続等に瑕疵が存在し、その管理体制にも不適切な点があると言わざるを得ない状況も認められる。

とりわけ、本件請求に係る団体から提出された申請書類等には、不足や内容を確認すべき事項の存在も散見されている。

更に、学校ごとに定めることとされている「利用団体の資格」には、その資格に係る具体的な審査基準等もなく、しかも施設開放に係る使用料は、何ら手続等の条件もなく一律で無償とされているなど、現状は、資格の審査基準等の整備もない中で、形骸化した利用許可の手続きが継続して行われており、速やかな審査基準等や確認体制の整備が求められる実態にあると思料される。

そのようなことから、川口市教育委員会においては、今回の現状や、昨今の市内スポーツクラブの活動実態なども踏まえ、教育施設の貸出手続等について、学校任せにせず、統一的なルールの制定等（「○○要綱」など）を早急に検証・検討し、教育財産の管理体制を整備する必要性が大いに認められる状況にあると考えられる。なお加えれば、この利用団体の資格等

の審査基準等は、本質的に川口市教育委員会が各学校等を指導すべき指針として整備すべきものであり、本件請求の対象となった学校と団体のみを指導するためのものでもない。

したがって、川口市教育委員会が自らの責任において、早急に、係る審査基準等を整備して、本件請求に係る団体の利用実態等の確認や活動で営利を営む団体か否かについて確認判断を行い、本件学校を適切に指導すべきであり、当面、その確認判断が出来るまでの間、本件請求に係る団体への施設の貸出しは、中止の措置等も考慮すべきである。

そして、請求人の再三の要請に応えてくれなかった旨の主張があることについては、監査を通じて行政側の対応に見直すべき点も認められることから、今回の請求を重く受け止め、地域住民との間に信頼関係を築けなかった一連の対応を改めて考察し、今後の行政運営に繋げる機会としていただくことを強く望むものである。

別添1

住民監査請求書

令和５年１２月１８日

川口市監査委員　御中

監査請求人らは、地方自治法２４２条１項の規定により添付の証拠を添え必要な措置を請求する。

監査請求人　〒[redacted]
埼玉県川口市[redacted]

上記監査請求人ら代理人　〒[redacted]
弁護士[redacted]

請求の要旨

１　川口市立[redacted]中学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続が違法であること。

（１）川口市立[redacted]中学校（以下「本件学校」という。）の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続は、令和４年度分の使用及び令和５年度の使用についてみると、施設を使用しようとする者又は団体から本件学校の校長に対して「川口市

川口市監査委員事務局
収受
-5.12.20
第140号

立[redacted]中学校体育施設利用許可申請書」により申請を行い（甲１の１～甲１の６）、その後、本件学校の校長が「学校体育施設を利用することを、許可します」と記載した「川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可書」（甲２の１～甲２の３）により、使用の許可を行う方法により行われている。

（２）しかし、この使用許可は、次に述べるとおり、違法な手続による許可であり、違法な「財産」の「管理」に当たる（地方自治法２４２条１項）。

すなわち、本件学校の校庭、武道場、体育館は、本件学校の教育目的のために供されている「行政財産（教育財産）」（地方自治法２３８条４項）であるため、それを本件学校の本来の目的である教育目的以外の目的で使用するためには、目的外使用許可（地方自治法２３８条の４第７項）の手続によることが必要である。そして、目的外使用許可を行う権限を有するのは、「教育長」である（川口市財産規則２２条の２、１５条１項）。

しかるに、本件学校の校庭等を学校以外の外部の団体等へ利用させる場合も、目的外使用（地方自治法２３８条の４第第７項）に当たるのは明らかであるにもかかわらず、本件学校における外部団体等への校庭等の使用については、上記のとおり法定の手続によらず、しかも、権限のある教育長の判断もなく使用をさせている。

さらに、行政財産目的外使用許可手続に基づいて行われれば、使用料の徴収が原則であるにもかかわらず、川口市教育委員会は、使用料の減免事由の存否を審査するという過程も経ずに、「施設開放」という名目で一律に無償で使用させている（甲３）。その結果、かかる無償使用により、川口市へ当該各施設の使用料相当額ないし賃料相当額の損害を生じさせた。

（３）以上のとおり、川口市教育委員会は、本件学校の校庭、武道場、体育館を違法に外部の団体等へ使用させており、違法な財産管理を行っているといえるので、監査請求人らは、その是正を求めるとともに、使用料の減免事由の存否の審査をするという過程も経ずに無償としたことで川口市が被った損害の填補を

するために必要な措置を講ずること求める。

2　本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用が所定の時間外にも及んでいるにも関わらずそれを放置したこと。

（1）１のとおり、川口市教育委員会は本件学校の校庭、武道場、体育館を外部の団体等へ利用許可を行っていたところ、外部の団体等による利用時間は、その利用許可された時間外に及ぶことがしばしばあった（甲４）。

監査請求人らは、この事実を川口市教育委員会へ通報したことがあるが、川口市教育委員会の対応は、本件学校が利用許可をしているものの、利用の仕方は、利用している団体等の問題である旨の対応をし、全く取り合おうともしなかった。

その結果、外部の団体等による利用が、元々想定された利用時間外に及ぶという事態が是正されることなく、頻繁に行われた。

（2）このような川口市教育委員会の対応は、行政（教育）「財産」である本件学校の「管理を怠る事実」に当たる（地方自治法２４２条１項）。

（3）以上のとおりであるから、監査請求人らは、かかる怠る事実により川口市が被った損害（使用料相当額ないし賃料相当額の損害）の填補をするために必要な措置を講ずることを求める。

3　本件学校の校庭の時間外使用について、許可を受けていない団体又は者による使用がされていたこと。

（1）本件学校の校庭の令和４年度の時間外使用について、[redacted]が利用許可を受けていたのは、次の日時であった（甲５）。

・木曜日１９時～２１時

・日曜日１８時～２０時

（2）しかるに、[redacted]の者が、令和４年度時点で、メールにおいて、

活動拠点が本件学校であり、その活動日時が上記日時の他に、次の日時でもあると説明していたこと（甲６）、実際の活動状況も、[redacted]の利用日時ではない下記日時にも[redacted]と同一のユニフォームを着用した人達が本件学校の校庭でサッカーを行っていたことが確認できていること（甲７）、そして、[redacted]の利用日時ではない下記日時も[redacted]の指導者の声と同一人と思われる声が確認できたこと（甲８）からすれば、実際には、下記日時も[redacted]が活動していた可能性が十分ある。

・火曜日１９時～２１時

・水曜日１９時～２１時

・土曜日１８時～２０時

（３）[redacted]が木曜日・日曜日以外も活動していたことが真実であるとすれば、[redacted]が全く教育委員会の了解を得ずに本件学校の校庭を使用したことになり、さらに、どのような経緯で[redacted]が校庭ｗ使用していたかは不明であるが、他の団体等が無断で[redacted]に本件学校の校庭を使用させていた可能性もある。

そうであるにもかかわらず、監査請求人らが、上記の事実について本件学校の職員及び川口市教育委員会に対して通報したにもかかわらず、川口市教育委員会らは、十分な調査を行わなかったばかりか、川口市教育委員会に至っては部活動地域移行のために継続して活動させることを優先して、この状況を放置し、上記団体等による不法な使用を継続させた（甲９）。

（４）このような川口市教育委員会の対応は、行政（教育）「財産」である本件学校の「管理を怠る事実」に当たる（地方自治法２４２条１項）。

（５）以上から、監査請求人らは、かかる怠る事実により川口市が被った損害の填補をするために必要な措置を講ずること求める。

４　監査請求期間が徒過していないこと。

（１）請求の要旨１に掲げる違法な財産の管理は、本監査請求を行った日において、監査請求期間である１年を過ぎているものも一部あるかもしれない。

しかし、次に述べるとおり、「正当な理由がある」（地方自治法２４２条２項但書）ため、本件監査請求に監査請求期間が徒過している部分はないのである。

（２）すなわち、「正当な理由があるとき」とは、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときをいうと解され、その有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当期間内に監査請求をしたがどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和６２年４月２２日判決）。

この点、１の本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続は、外形上、あたかも法令の手続きに沿ったように行われたものであり、監査請求人を含む住民が相当の注意力をもってしても当該手続が法令に沿ったものでないことに気が付くことは極めて困難であったことは明らかである。

そして、本件監査請求は、１の本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用の状況について公文書開示請求による開示を受けた日（令和５年１２月５日）からわずか２週間程度で行っている。

（３）以上のことからすれば、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときに当たるのは明らかであり、「正当な理由がある」（地方自治法２４２条２項但書）のである。

（４）したがって、本件監査請求において監査請求期間が徒過している部分はない。

以上

証　拠　方　法

甲第１号証ないし甲第９号証

附　属　書　類

1	委任状	3通
2	証拠説明書	1通

[redacted]

委　　任　　状

令和５年12月13日

住　所　川口市[redacted]

委任者　[redacted]

私は，次の弁護士を代理人と定め，下記の事項を委任します。

弁護士　[redacted]

（[redacted]）

住　所　〒[redacted]

電　話　[redacted]

ＦＡＸ

記

第１　事件

事件名　　川口市立[redacted]中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の管理に関する住民監査請求

相手方　　川口市（教育委員会、監査委員）

第２　委任事項

上記事件に関し委任者がする一切の権限

[redacted]

委　　任　　状

令和５年12月 13日

住　所 川口市[redacted]

委任者 [redacted]

私は，次の弁護士を代理人と定め，下記の事項を委任します。

弁護士 [redacted]
([redacted])

住　所 〒[redacted]

電　話 [redacted]
ＦＡＸ

記

第１　事件

事件名　　川口市立[redacted]中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の管理に関する住民監査請求

相手方　　川口市（教育委員会、監査委員）

第２　委任事項

上記事件に関し委任者がする一切の権限

[redacted]

委　　任　　状

令和５年12月 13 日

住　所 川口市[redacted]

委任者 [redacted]

私は，次の弁護士を代理人と定め，下記の事項を委任します。

弁護士 [redacted]
（[redacted]）

住　所　〒[redacted]

電　話 [redacted]
ＦＡＸ

記

第１　事件

事件名　　川口市立[redacted]中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の管理に関する住民監査請求

相手方　　川口市（教育委員会、監査委員）

第２　委任事項

上記事件に関し委任者がする一切の権限

証拠説明書（1）

令和５年１２月１８日

川口市監査委員　御中

監査請求人 [redacted]

上記監査請求人ら代理人　弁護士 [redacted]

下記のとおり証拠の説明をする（略称は、住民監査請求書に従う）。

記

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲１の１	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	H4.	[redacted]	令和４年度、本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用を行う場合は、利用団体等が、本件学校の校長に対して、川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可申請書を提出する方法により行われた事実等	
甲１の２	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	H4.4.7	[redacted]		
甲１の３	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	H4.4.5	[redacted]		
甲１の４	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	H5.	[redacted]	令和５年度、本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用を行う場合は、利用団体等が、本件学校の校長に対して、川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可申請書を提出する方法により行われた	
甲１の５	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	H5.4.6	[redacted]		

甲１の６	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	H4.4.5	[redacted]	事実等	
甲２の１	[redacted]中学校体育施設利用許可書	写し	H5.	[redacted]	本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用を行う場合は、利用団体等へ、本件学校の校長が川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可書により許可をする方法により行われた事実等	
甲２の２	[redacted]中学校体育施設利用許可書	写し	H5.4.6	[redacted]		
甲２の３	[redacted]中学校体育施設利用許可書	写し	H4.4.5	[redacted]		
甲３	利用団体の資格について	写し		川口市	本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用について、川口市教育委員会は、「施設開放」という名目で一律に無償で使用させていた事実等	
甲４	利用の状況メモ	写し	R3.7.19~R5.11.7	監査請求人	本件学校の校庭、武道場、体育館の外部の団体等による利用が、その利用が許可された時間以外に及ぶことがあった事実等	
甲５	令和４年度[redacted]中学校体育施設利用団体一覧	写し		川口市	本件学校の校庭の令和４年度の時間外使用について、[redacted]が利用許可を受けていた日時等	
甲６	メール	写し	R4.8.23	[redacted]	令和４年度、[redacted]の者が、その活動実態について、本件学校で、「火曜日～木曜日の１９～２１時」と「土日の１８～２０時」であると説明していた事実。	

甲７の１	写真	写し	R4.6.9	監査請求人（撮影者）	[redacted]と同一のユニフォームを着用している者が、[redacted]	
甲７の２	写真	写し	R4.6.12	監査請求人（撮影者）	[redacted]が本件学校の校庭の利用許可を受けていない日時に利用していた事実等	
甲７の３	写真	写し	R4.7.20	監査請求人（撮影者）		
甲７の４	写真	写し	R4.9.17	監査請求人（撮影者）		
甲７の５	写真	写し	R4.12.20	監査請求人（撮影者）		
甲８の１	動画（音声付）	写し	R4.6.9	監査請求人（撮影者）	[redacted]の指導者の声（甲８の１，甲８の２）と同一人と思われる指導者の声が、[redacted]の利用日（甲８の３、甲８の６），[redacted]の利用日（甲８の４）、[redacted]の利用日（甲８の５）にも確認できた事実等	
甲８の２	動画（音声付）	写し	R4.6.12	監査請求人（撮影者）		
甲８の３	動画（音声付）	写し	R4.7.19	監査請求人（撮影者）		
甲８の４	動画（音声付）	写し	R4.7.20	監査請求人（撮影者）		
甲８の５	動画（音声付）	写し	R4.9.17	監査請求人（撮影者）		
甲８の６	動画（音声付）	写し	R4.12.20	監査請求人（撮影者）		
甲９	[redacted]中学校施設開放について	写し	R5.3.14	川口市教育委員会学事課	川口市教育委員会が、監査請求人らから本件学校の校庭の利用実態に関する通報があったにもかかわらず、部活動地域移行のために継続して活動さ	

					せることを優先した事実等	

別添2

住民監査請求書（補正）

令和６年１月５日

川口市監査委員　御中

令和５年１２月１８日付け監査請求書の請求の要旨について、監査請求人らは、別紙のとおり、補正致します。

監査請求人 [redacted]

上記監査請求人ら代理人弁護士 [redacted]

【別紙】

請求の要旨

1　川口市立[redacted]中学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続が違法であること。

（1）川口市立[redacted]中学校（以下「本件学校」という。）の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続は、令和４年度分の使用及び令和５年度の使用についてみると、施設を使用しようとする者又は団体から本件学校の校長に対して「川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可申請書」により申請を行い（甲１の１～甲１の６）、その後、本件学校の校長が「学校体育施設を利用することを、許可します」と記載した「川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可書」（甲２の１～甲２の３）により、使用の許可を行う方法により行われている。

（2）しかし、この使用許可は、次に述べるとおり、違法な手続による許可であり、違法な「財産」の「管理」に当たる（地方自治法２４２条１項）。

すなわち、本件学校の校庭、武道場、体育館は、本件学校の教育目的のために供されている「行政財産（教育財産）」（地方自治法２３８条４項）であるため、それを本件学校の本来の目的である教育目的以外の目的で使用するためには、目的外使用許可（地方自治法２３８条の４第７項）の手続によることが必要である。そして、目的外使用許可を行う権限を有するのは、「教育長」である（川口市財産規則２２条の２、１５条１項）。

しかるに、本件学校の校庭等を学校以外の外部の団体等へ利用させる場合も、目的外使用（地方自治法２３８条の４第第７項）に当たるのは明らかであるにもかかわらず、本件学校における外部団体等への校庭等の使用については、上記のとおり法定の手続によらず、しかも、権限のある教育長の判断もなく使用をさせている。

さらに、行政財産目的外使用許可手続に基づいて行われれば、使用料の徴収が原則であるにもかかわらず、川口市教育委員会ないし川口市教育委員会教育

長は、使用料の減免事由の存否を審査するという過程も経ずに、「施設開放」という名目で一律に無償で使用させている（甲３）。その結果、かかる無償使用により、川口市へ当該各施設の使用料相当額ないし賃料相当額の損害を生じさせた。

（３）以上のとおり、川口市教育委員会ないし川口市教育委員会教育長は、本件学校の校庭、武道場、体育館を違法に外部の団体等へ使用させており、違法な財産管理を行っているといえるので、監査請求人らは、川口市教育委員会及び川口市教育委員会教育長に対して、その是正を求めるとともに、使用料の減免事由の存否の審査をするという過程も経ずに無償としたことで川口市が被った損害がある場合には、川口市教育委員会及び川口市教育委員会教育長並びに川口市長に対して、その填補をするために必要な措置を講ずること求める。

２　本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用が所定の時間外にも及んでいるにも関わらずそれを放置したこと。

（１）１のとおり、川口市教育委員会ないし本件学校の校長は本件学校の校庭、武道場、体育館を外部の団体等へ利用許可を行っていたところ、外部の団体等による利用時間は、その利用許可された時間外に及ぶことがしばしばあった（甲４）。

監査請求人らは、この事実を川口市教育委員会へ通報したことがあるが、川口市教育委員会の対応は、本件学校が利用許可をしているものの、利用の仕方は、利用している団体等の問題である旨の対応をし、全く取り合おうともしなかった。

その結果、外部の団体等による利用が、元々想定された利用時間外に及ぶという事態が是正されることなく、頻繁に行われた。

（２）このような川口市教育委員会の対応は、行政（教育）「財産」である本件学校の「管理を怠る事実」に当たる（地方自治法２４２条１項）。

（３）以上のとおりであるから、監査請求人らは、川口市教育委員会及び川口市教育委員会教育長に対して、上記施設の利用が許可を受けた利用時間外にもされることを放置する上記怠る事実を改めることを求めるとともに、川口市教育委員会及び川口市教育委員会教育長並びに川口市長に対して、上記怠る事実により川口市が被った損害（使用料相当額ないし賃料相当額の損害）がある場合には、その填補をするために必要な措置を講ずることを求める。

３　本件学校の校庭の時間外使用について、許可を受けていない団体又は者による使用がされていたこと。

（１）本件学校の校庭の令和４年度の時間外使用について、[redacted]が利用許可を受けていたのは、次の日時であった（甲５）。

・木曜日１９時～２１時

・日曜日１８時～２０時

（２）しかるに、[redacted]の者が、令和４年度時点で、メールにおいて、活動拠点が本件学校であり、その活動日時が上記日時の他に、次の日時でもあると説明していたこと（甲６）、実際の活動状況も、[redacted]の利用日時ではない下記日時にも[redacted]と同一のユニフォームを着用した人達が本件学校の校庭でサッカーを行っていたことが確認できていること（甲７）、そして、[redacted]の利用日時ではない下記日時も[redacted]の指導者の声と同一人と思われる声が確認できたこと（甲８）等からすれば、実際には、下記日時も[redacted]が活動していた可能性が十分ある。

・火曜日１９時～２１時

・水曜日１９時～２１時

・土曜日１８時～２０時

（３）[redacted]が木曜日・日曜日以外も活動していたことが真実であるとすれば、[redacted]が全く教育委員会ないし本件学校の校長の了解を得

ずに本件学校の校庭を使用したことになり、さらに、どのような経緯で[redacted]が校庭を使用していたかは不明であるが、他の団体等が無断で[redacted]に本件学校の校庭を使用させていた可能性もある。

そうであるにもかかわらず、監査請求人らが、上記の事実について本件学校の職員及び川口市教育委員会に対して通報したにもかかわらず、川口市教育委員会らは、十分な調査を行わなかったばかりか、川口市教育委員会に至っては部活動地域移行のために継続して活動させることを優先して、この状況を放置し、上記団体等による不法な使用を継続させた（甲９）。

（４）このような川口市教育委員会の対応は、行政（教育）「財産」である本件学校の「管理を怠る事実」に当たる（地方自治法２４２条１項）。

（５）以上から、監査請求人らは、川口市教育委員会及び川口市教育委員会教育長に対して、校庭の時間外利用について利用許可を受けていない団体又は者による利用を放置するという上記怠る事実を改めることを求めるとともに、上記怠る事実により川口市が被った損害がある場合には、川口市教育委員会及び川口市教育委員会教育長並びに川口市長に対して、その填補をするために必要な措置を講ずること求める。

４　監査請求期間が徒過していないこと。

（１）請求の要旨１に掲げる違法な財産の管理は、本監査請求を行った日において、監査請求期間である１年を過ぎているものも一部あるかもしれない。

しかし、次に述べるとおり、「正当な理由がある」（地方自治法２４２条２項但書）ため、本件監査請求に監査請求期間が徒過している部分はないのである。

（２）すなわち、「正当な理由があるとき」とは、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときをいうと解され、その有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されると

きから相当期間内に監査請求をしたがどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和６２年４月２２日判決）。

この点、１の本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用の手続は、外形上、あたかも法令の手続きに沿ったように行われたものであり、監査請求人を含む住民が相当の注意力をもってしても当該手続が法令に沿ったものでないことに気が付くことは極めて困難であったことは明らかである。

そして、本件監査請求は、１の本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用の状況について公文書開示請求による開示を受けた日（令和５年１２月５日）からわずか２週間程度で行っている。

（３）以上のことからすれば、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときに当たるのは明らかであり、「正当な理由がある」（地方自治法２４２条２項但書）のである。

（４）したがって、本件監査請求において監査請求期間が徒過している部分はない。

以上

証拠説明書（1）

令和６年１月５日

川口市監査委員　御中

監査請求人 [redacted]

上記監査請求人ら代理人　弁護士 [redacted]

下記のとおり証拠の説明をする（略称は、住民監査請求書に従う）。

記

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲１の１	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	R4.	[redacted]	令和４年度、本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用を行う場合は、利用団体等が、本件学校の校長に対して、川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可申請書を提出する方法により行われた事実等	
甲１の２	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	R4.4.7	[redacted]		
甲１の３	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	R4.4.5	[redacted]		
甲１の４	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	R5.	[redacted]	令和５年度、本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用を行う場合は、利用団体等が、本件学校の校長に対して、川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可申請書を提出する方法により行われた	
甲１の５	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	R5.4.6	[redacted]		

甲１の６	[redacted]中学校体育施設利用許可申請書	写し	R4.4.5	[redacted]	事実等	
甲２の１	[redacted]中学校体育施設利用許可書	写し	R5.	[redacted]	本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用を行う場合は、利用団体等へ、本件学校の校長が川口市立[redacted]中学校体育施設利用許可書により許可をする方法により行われた事実等	
甲２の２	[redacted]中学校体育施設利用許可書	写し	R5.4.6	[redacted]		
甲２の３	[redacted]中学校体育施設利用許可書	写し	R4.4.5	[redacted]		
甲３	利用団体の資格について	写し		川口市	本件学校の校庭、武道場、体育館の時間外使用について、川口市教育委員会は、「施設開放」という名目で一律に無償で使用させていた事実等	
甲４	利用の状況メモ	写し	R3.7.19~R5.11.7	監査請求人	本件学校の校庭、武道場、体育館の外部の団体等による利用が、その利用が許可された時間以外に及ぶことがあった事実等	
甲５	令和４年度[redacted]中学校体育施設利用団体一覧	写し		川口市	本件学校の校庭の令和４年度の時間外使用について、[redacted]が利用許可を受けていた日時等	
甲６	メール	写し	R4.8.23	[redacted]	令和４年度、[redacted]の者が、その活動実態について、本件学校で、「火曜日～木曜日の１９～２１時」と「土日の１８～２０時」であると説明 していた事実。	

甲７の１	写真	写し	R4.6.9	監査請求人（撮影者）	[redacted]と同一のユニフォームを着用している者が、[redacted]が本件学校の校庭の利用許可を受けていない日時に利用していた事実等	
甲７の２	写真	写し	R4.6.12	監査請求人（撮影者）		
甲７の３	写真	写し	R4.7.20	監査請求人（撮影者）		
甲７の４	写真	写し	R4.9.17	監査請求人（撮影者）		
甲７の５	写真	写し	R4.12.20	監査請求人（撮影者）		
甲８の１	動画（音声付）	写し	R4.6.9	監査請求人（撮影者）	[redacted]の指導者の声（甲８の１，甲８の２）と同一人と思われる指導者の声が、[redacted]の利用日（甲８の３、甲８の６），[redacted]の利用日（甲８の４）、[redacted]の利用日（甲８の５）にも確認できた事実等	
甲８の２	動画（音声付）	写し	R4.6.12	監査請求人（撮影者）		
甲８の３	動画（音声付）	写し	R4.7.19	監査請求人（撮影者）		
甲８の４	動画（音声付）	写し	R4.7.20	監査請求人（撮影者）		
甲８の５	動画（音声付）	写し	R4.9.17	監査請求人（撮影者）		
甲８の６	動画（音声付）	写し	R4.12.20	監査請求人（撮影者）		
甲９	[redacted]中学校施設開放について	写し	R5.3.14	川口市教育委員会学事課	川口市教育委員会が、監査請求人らから本件学校の校庭の利用実態に関する通報があったにもかかわらず、部活動地域移行のために継続して活動さ	

					せることを優先した事実等	

証拠説明書（2）

令和６年１月５日

川口市監査委員　御中

監査請求人 [redacted]

上記監査請求人ら代理人　弁護士 [redacted]

下記のとおり証拠の説明をする（略称は、住民監査請求書に従う）。

記

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲１０	[redacted]教頭・校長との記録	写し	R6.1.4	監査請求人[redacted]	川口市教育委員会、本件学校の校長らが、監査請求人らから本件学校の校庭の利用実態に関する通報があったにもかかわらず、十分な調査を行わなかった事実等	
甲１１	[redacted]校長の言い分と[redacted]先生の電話報告	写し	R6.1.4	監査請求人[redacted]		
甲１２	[redacted]先生との記録	写し	R6.1.4	監査請求人[redacted]		
甲１３	[redacted]先生との会話の記録	写し	R6.1.4	監査請求人[redacted]		
甲１４	学務課[redacted]先生との記録	写し	R6.1.4	監査請求人[redacted]	川口市教育委員会、本件学校の校長らが、監査請求人らから本件学校の校庭の利用実態に関する通報があったにもかかわらず、部活動地域移行のた	

					め継続して活動させることを優先した事実等	